

**第33回博多港地方港湾審議會
審議事項**

令和2年3月

博多港港湾管理者

福岡市

博多港地方港湾審議会審議事項について

議案第1号

博多港港湾計画の変更について 1

議案第2号

博多港臨港地区及び臨港地区の分区の指定について 6

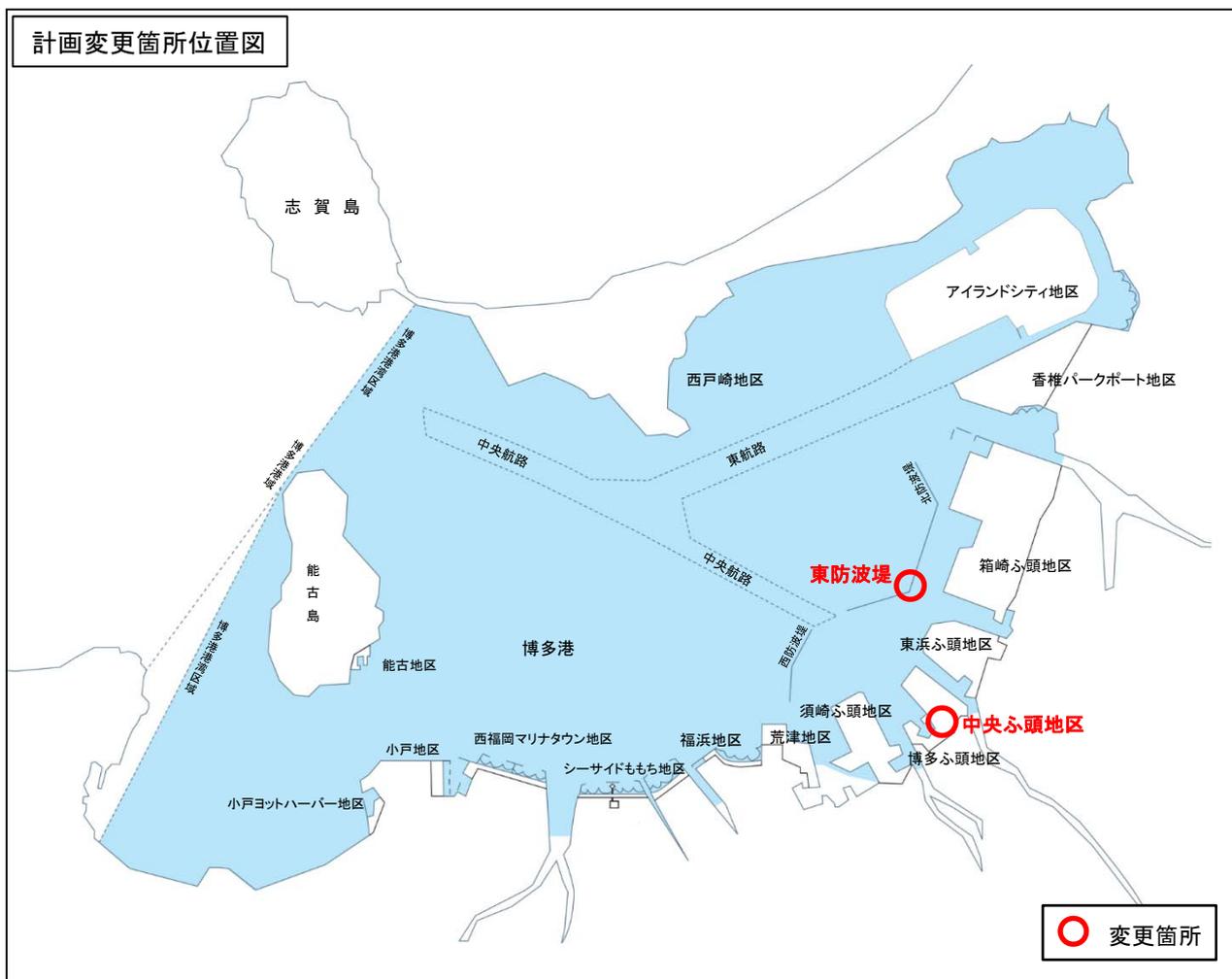
(参考資料1)臨港地区内における構築物の規制について

(参考資料2)博多港臨港地区及び分区指定図(案)

1 港湾計画変更の概要について

博多港港湾計画については、社会経済情勢の変化に併せ、適宜、計画の見直しを行ってきたところであり、平成28年3月に改訂した港湾計画が、最新の計画である。

今回、東防波堤及び中央ふ頭地区の基部において、港湾計画の変更を行うもの。



港湾計画とは・・・港湾の開発、利用及び保全の方針等を定めるものであり、港湾法に基づく法定計画。

2 東防波堤における港湾計画の変更について

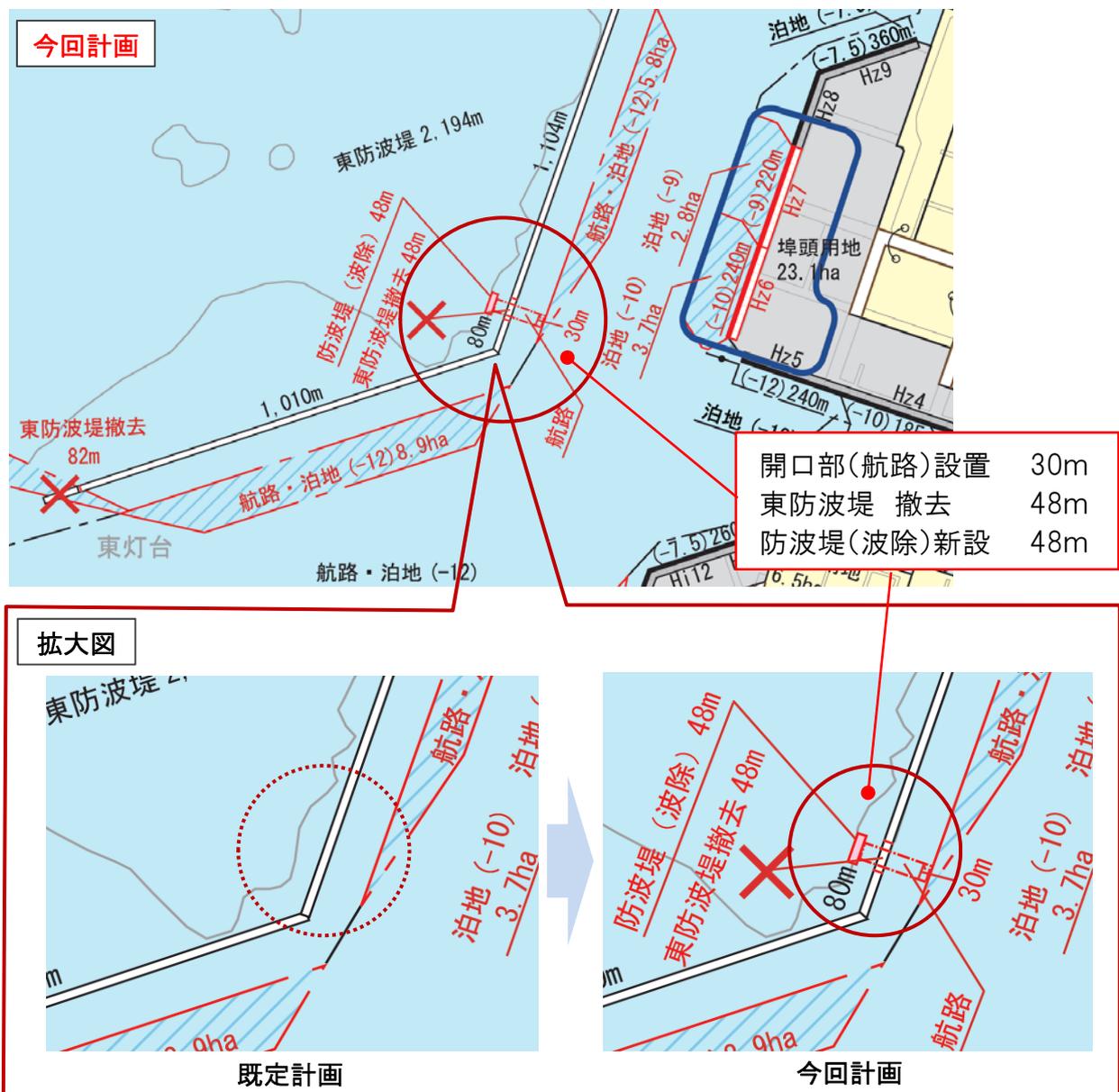
(1) 目的

現在、博多港を利用する船舶の約9割が中央航路を利用している状況にある。

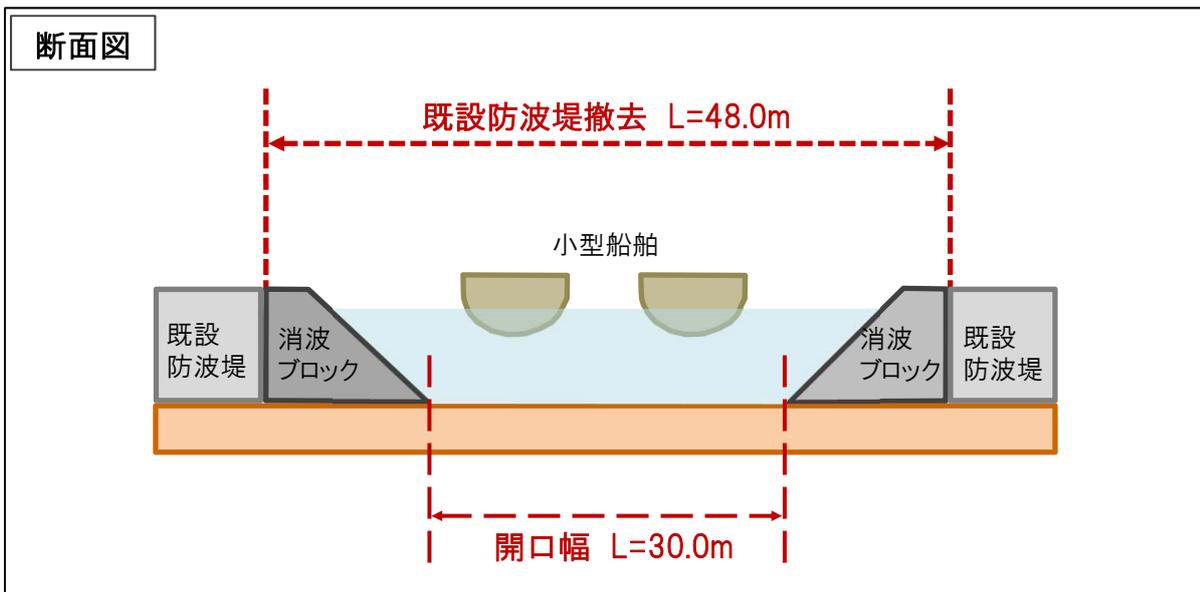
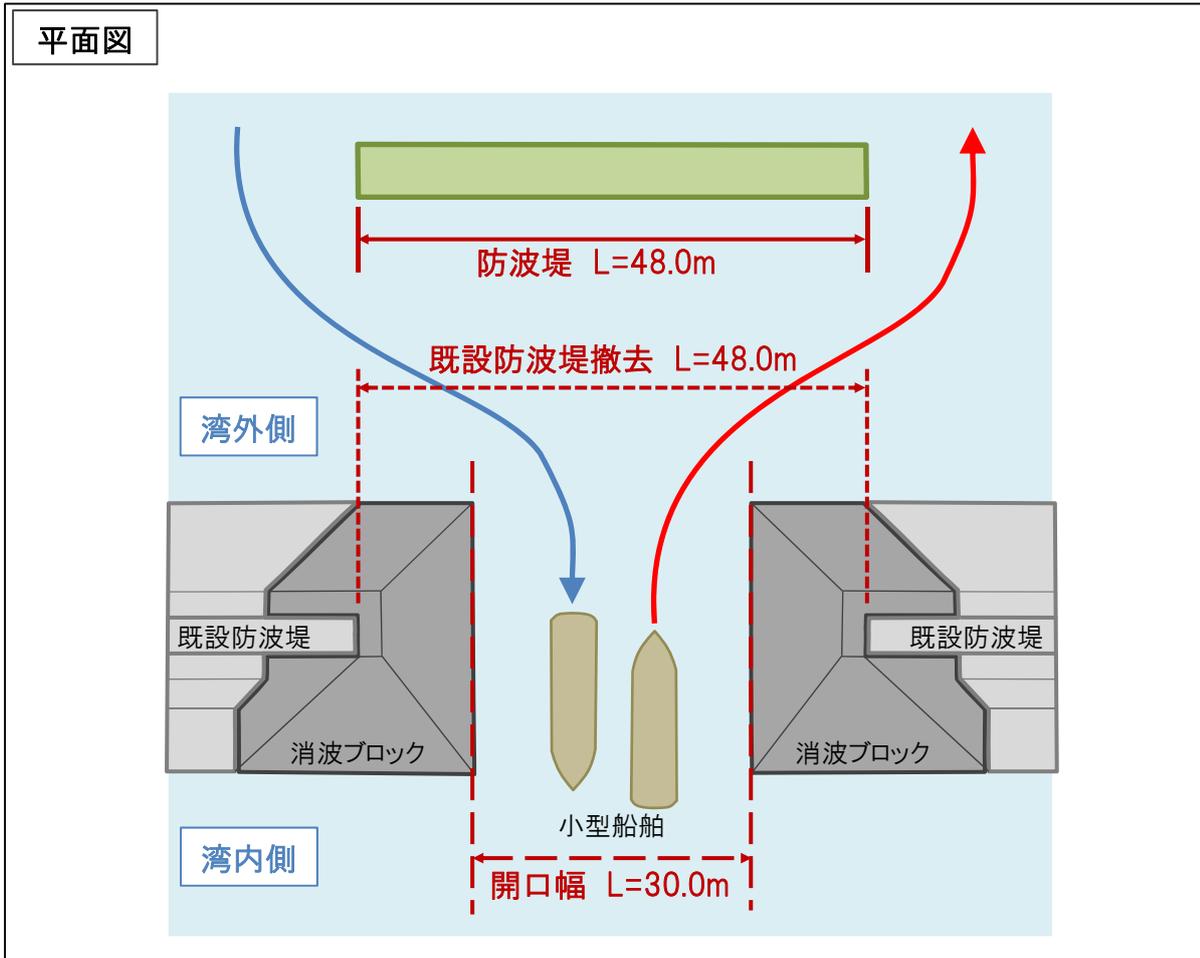
近年、船舶の大型化等により、中央航路への負荷が増加しており、船舶同士の輻輳や行会い調整、大型船舶と小型船舶の衝突事故の懸念など、様々な課題が生じている。

今回、大型船舶と小型船舶の航行水域を分離し、船舶の安全で円滑な航行環境を整備するため、東防波堤の一部を撤去し、その前面に新たに防波堤を設置することにより、小型船舶が航行可能な開口部(航路)を設置するもの。

(2) 計画変更の内容



【参考】東防波堤の改良イメージ



3 中央ふ頭地区における港湾計画の変更について

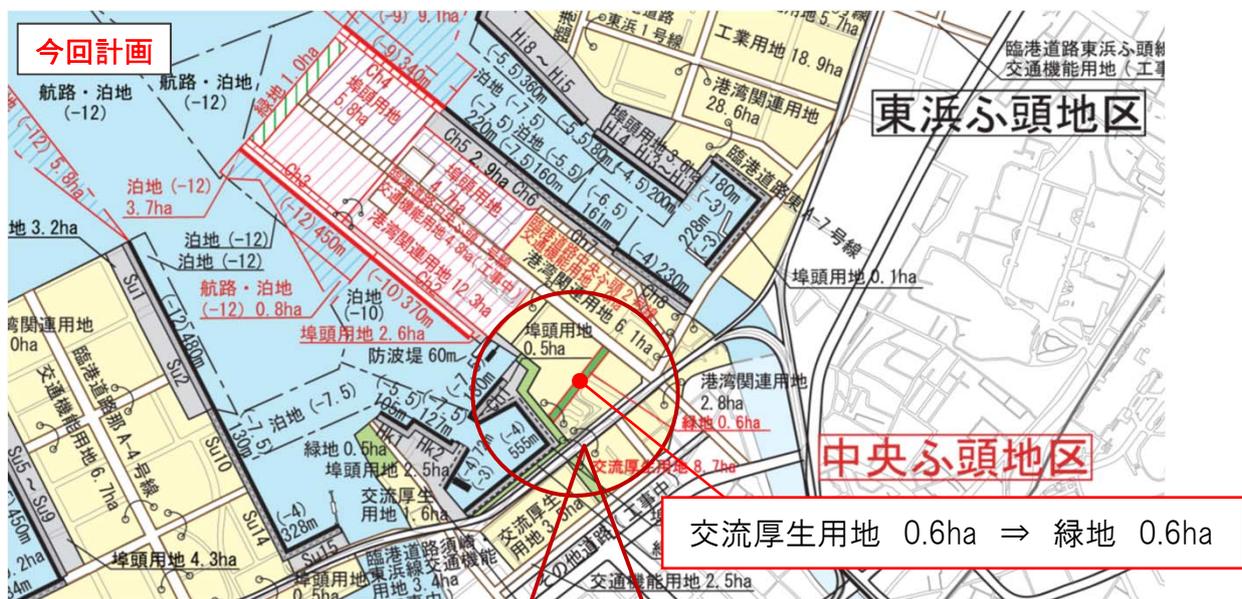
(1) 目的

現在、中央ふ頭地区の基部において、マリンメッセ福岡B館(第2期展示場)等の整備を進めており、大屋根を有する開放的な広場の整備も予定している。

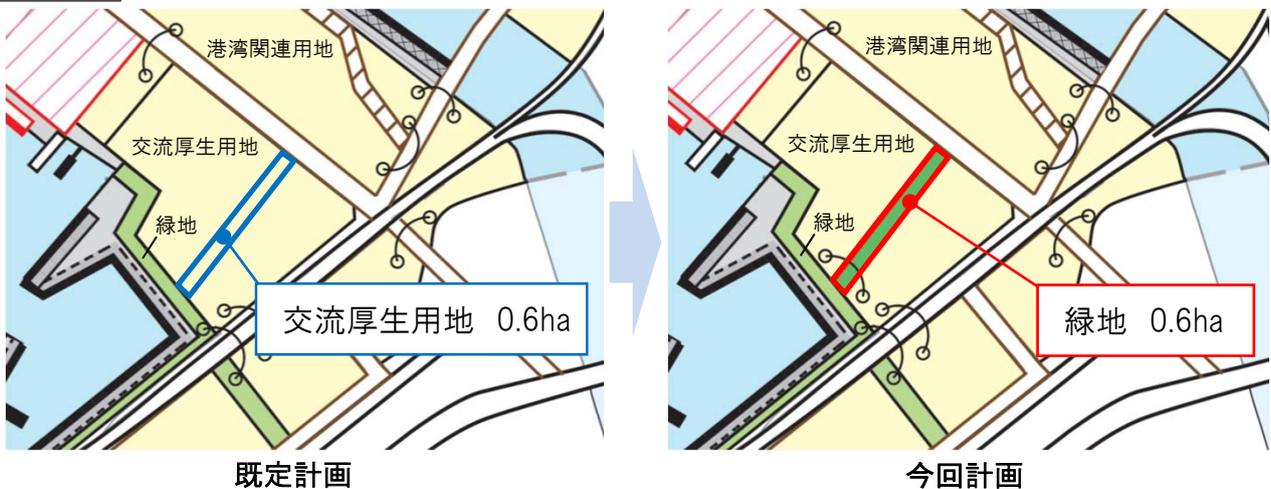
当該広場は、マリンメッセ福岡A館やB館の両施設等をつなぎ、既存の緑地(ぴあピア緑地等)との一体性・連続性のある空間整備を行うこととしている。

今回、当該広場の整備に併せ、親水性・回遊性の向上により、海辺を活かした賑わい空間の創出を図るため、土地利用計画等を変更するもの。

(2) 計画変更の内容



拡大図



交流厚生用地とは・・・港湾を通じた人的・経済的な国内外の様々な交流活動を推進する施設等(会議場施設, 展示施設等)の用地

緑地とは・・・緑地・広場等の用地

【参考】マリンメッセ福岡B館(第2期展示場)・広場の整備イメージ



1 博多港臨港地区の指定について

博多港の臨港地区については、昭和37年7月3日に最初の指定を行い、その後の博多港内の土地利用状況の変化に対応し、港湾の適正な管理運営を図るため、適宜、変更を行ってきている。

今回、新たに埋立造成された地区について、港湾の一体的な管理運営のため、次のとおり、臨港地区に指定するもの。

(1) 臨港地区指定の内容

ア 地区名

みなと香椎3丁目地区(アイランドシティ市3の2の2の1工区) 9.7ha

イ 理由

当該地区は、コンテナターミナルとして供用を予定しているふ頭用地であり、港湾管理者が一体的に管理運営すべき区域であるため。

(2) 臨港地区の面積

| 現在 | 追加 | 変更後 |
|---------|-------|---------|
| 799.0ha | 9.7ha | 808.7ha |

(3) 臨港地区指定の経緯

| 指定時期 | 面積 | 指定区域 |
|-------------|---------|---|
| 昭和37年7月3日 | 244.2ha | 箱崎地区、東浜地区、中央ふ頭地区、博多ふ頭地区、須崎ふ頭地区、荒津地区 |
| 昭和40年4月10日 | 252.7ha | 荒津地区8.5haを追加 |
| 昭和50年10月9日 | 454.8ha | 箱崎ふ頭地区、荒津地区221.9haを追加 長浜地区、箱崎地区19.8haを解除 |
| 昭和56年10月13日 | 431.8ha | 東浜ふ頭地区、博多ふ頭地区、須崎ふ頭地区17.3haを追加 東浜1丁目地区、千代6丁目地区、石城町地区、築港本町地区、 長浜3丁目地区、港3丁目地区、荒津1丁目地区40.3haを解除 |
| 平成9年2月24日 | 567.8ha | 香椎浜3丁目地区、箱崎ふ頭4丁目及び6丁目地区、東浜2丁目地区、 千代6丁目地区、石城町地区、小戸2丁目及び3丁目地区137.4haを追加 港3丁目地区1.4haを解除 |
| 平成15年11月27日 | 680.6ha | みなと香椎1丁目及び2丁目地区、香椎浜ふ頭4丁目地区、 箱崎ふ頭4丁目地区112.8haを追加 |
| 平成22年10月7日 | 734.4ha | みなと香椎1丁目及び3丁目地区58.1haを追加 東浜ふ頭地区4.3haを解除 |
| 平成27年3月30日 | 770.6ha | みなと香椎3丁目地区36.2haを追加 |
| 令和元年12月26日 | 799.0ha | みなと香椎3丁目地区28.4haを追加 |

2 臨港地区の分区の指定について

臨港地区に指定する地区について、港湾法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり、分区を指定するもの。

(1) 分区指定の内容

ア 地区名

みなと香椎3丁目地区(アイランドシティ市3の2の2の1工区) 9.7ha

イ 指定する分区

商港区

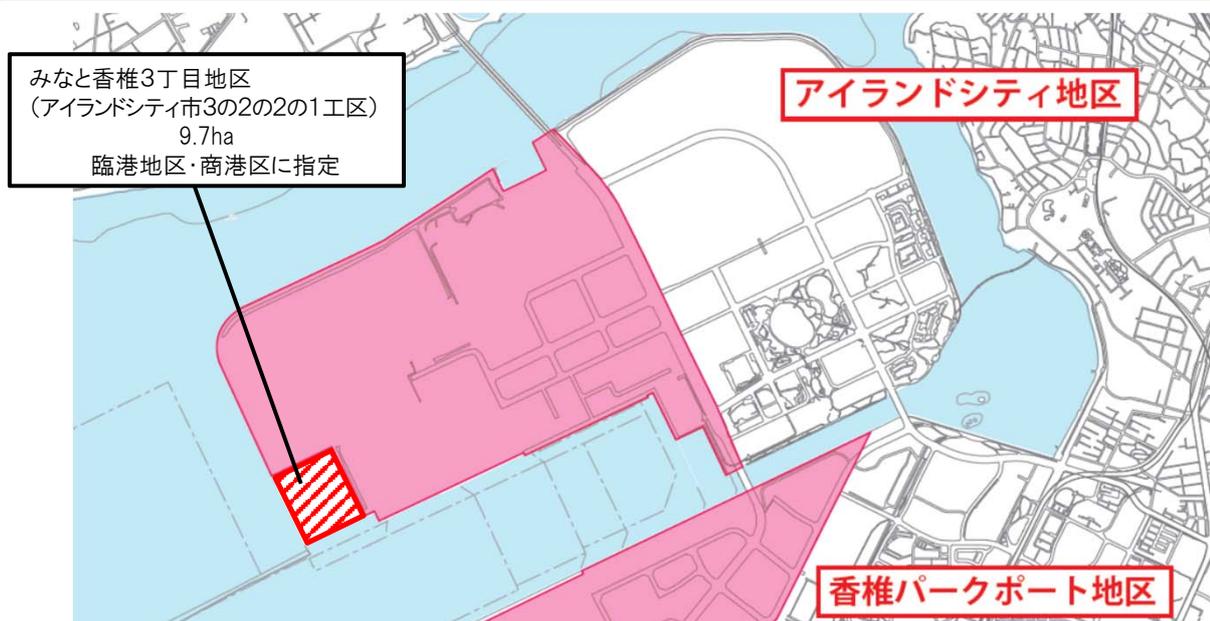
ウ 理由

当該地区は、コンテナターミナルとして供用を予定しているふ頭用地であるとともに、港湾計画において「臨海部物流拠点の形成を図る区域」として位置付けられていることから、一般の貨物を取り扱わせることを目的とする「商港区」に指定するもの。

(2) 各分区の面積

| 分区名 | 現在 | 追加 | 変更後 |
|--------|----------|--------|----------|
| 商 港 区 | 583.4 ha | 9.7 ha | 593.1 ha |
| 特殊物資港区 | 9.0 ha | | 9.0 ha |
| 工業港区 | 162.2 ha | | 162.2 ha |
| 保安港区 | 28.2 ha | | 28.2 ha |
| マリーナ港区 | 6.0 ha | | 6.0 ha |
| 無 分 区 | 10.2 ha | | 10.2 ha |
| 合 計 | 799.0 ha | 9.7 ha | 808.7 ha |

3 博多港臨港地区及び分区指定箇所



(参考資料1)臨港地区内における構築物の規制について

商港区に建てることのできるもの

- (1) 港湾法第2条第5項第2号から第9号まで、第9号の3から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設（危険物倉庫(付帯施設としてのものを除く。)、危険物置場、貯油施設、船舶修理施設及び船舶保管施設を除く。)
- (2) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、貿易関連業その他市長が指定する事業の用に供する事業所及びその付帯施設
- (3) 荷さばき施設又は保管施設に附属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの付帯施設
- (4) トラックターミナル及び卸売市場並びにこれらの付帯施設
- (5) 税関、地方運輸局、地方整備局、海上保安部、入国管理事務所、検疫所、植物防疫所、臨港地区を管轄する警察署及び消防署その他市長が指定する官公署の事務所並びにその付帯施設
- (6) 港湾関係者のための銀行出張所及び保険事務所
- (7) 港湾関係者のための給油所
- (8) 港湾関係者のための展示施設及び会議施設
- (9) 港湾関係者のための商店、飲食店その他市長が指定する便益施設。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号又は同条第6項各号に掲げる営業の用に供するもの(以下「風俗営業等施設」という。)を除く。
- (10) 市長が指定する区域内においては、展示施設及び会議施設並びにホテル、商店、飲食店その他市長が指定する便益施設(風俗営業等施設を除く。)であって商港区の目的を著しく阻害しないもの

特殊物資港区に建てることのできるもの

- (1) 法第2条第5項第2号から第9号まで、第9号の3から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設(上屋及び食糧サイロを除く。)
- (2) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業その他市長が指定する事業の用に供する事業所及びその付帯施設

工業港区に建てることのできるもの

- (1) 法第2条第5項第2号から第6号まで、第8号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設
- (2) 原料又は製品の全部又は一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造業又はその関連事業の用に供する工場及び研究施設並びにこれらの付帯施設
- (3) 原料の全部又は一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存するガス事業又は熱供給事業の用に供する事業所及び研究施設並びにこれらの付帯施設
- (4) 税関、地方運輸局、地方整備局、海上保安部、臨港地区を管轄する警察署及び消防署その他市長が指定する官公署の事務所並びにその付帯施設

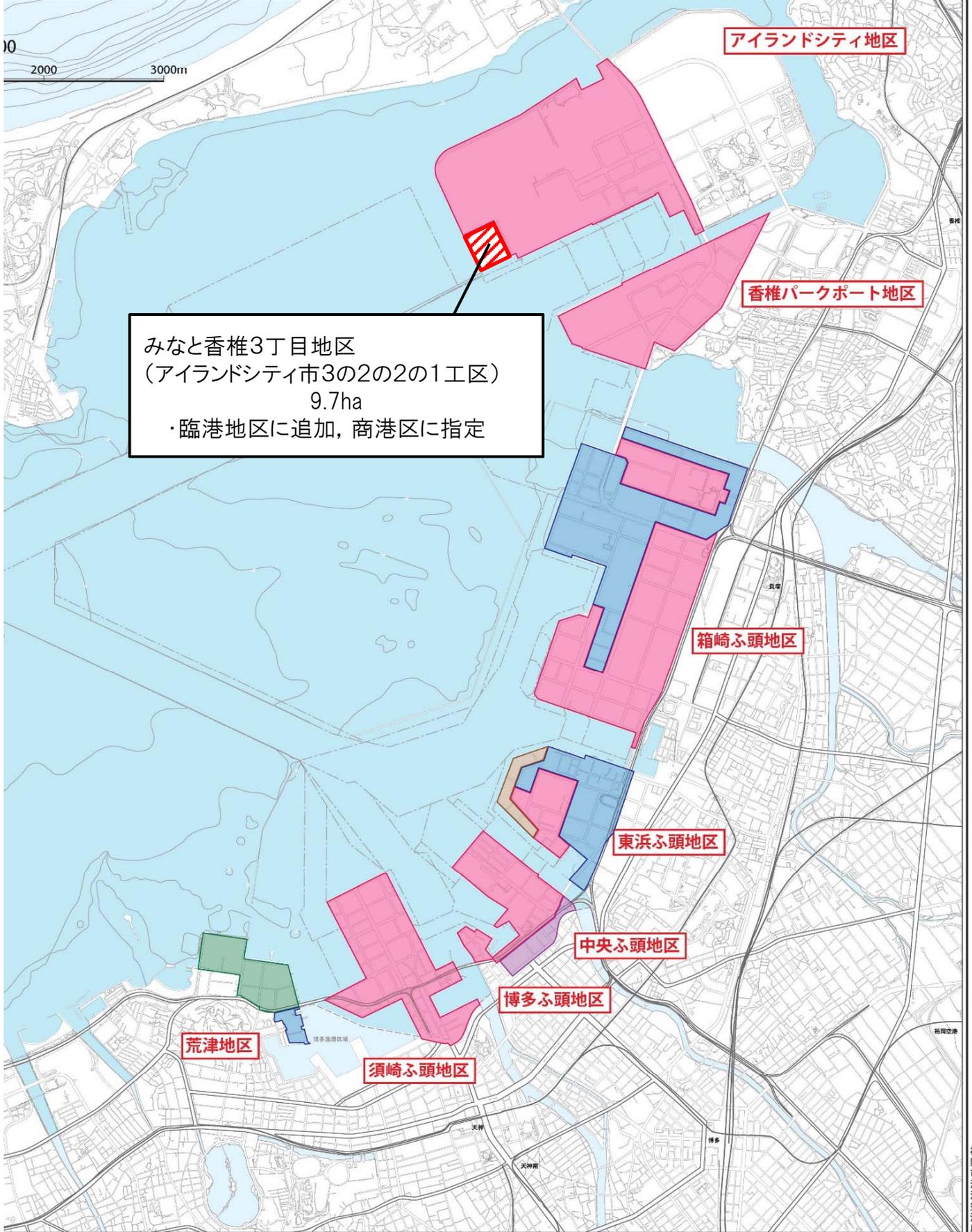
保安港区に建てることのできるもの

- (1) 法第2条第5項第2号から第6号まで、第8号の2、第9号、第9号の3及び第10号の2に掲げる港湾施設
(船舶修理施設及び船舶保管施設を除く。)
- (2) 危険物倉庫、危険物置場及び貯油施設
- (3) 消火施設その他の危険防止施設
- (4) 給油業者その他危険物を取り扱う業者の事務所及びその付帯施設
- (5) 海上保安部、臨港地区を管轄する警察署及び消防署その他市長が指定する官公署の事務所並びにその付帯施設

マリーナ港区に建てることのできるもの

- (1) 法第2条第5項第2号から第5号まで、第7号から第9号まで及び第9号の3から第10号の2までに掲げる港湾施設
- (2) スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート、釣り船、遊覧船その他の船舶
(以下「レクリエーション用船舶」という。)のための用具倉庫及び船舶上架施設
- (3) レクリエーション用船舶の利用者のための集会所及びクラブ事務所
- (4) レクリエーション用船舶の利用者のためにマリーナの付帯施設としてこれと一体的に整備されるスポーツ施設その他市長が指定する福利厚生施設
- (5) 海上保安部、臨港地区を管轄する警察署及び消防署その他市長が指定する官公署の事務所並びにその付帯施設
- (6) レクリエーション用船舶の利用者のためのホテル、商店、飲食店その他市長が指定する便益施設。
ただし、風俗営業等施設を除く。

分区指定図(案)



福岡市港湾空港局

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平成 29 情使、第 1450 号)」